

## 「寛」事件

知財高裁平成19年3月1日判決  
平成18年(行ケ)第10512号 審決取消請求事件  
キーワード：称呼

漢字「寛」は、「カン」又は「ヒロシ」と称呼され、ことさらに「クツロギ」とは称呼されないと判断された事案。

原告は、本件商標「くつろぎ」の登録に対して、引用商標「寛」に基づいて無効審判の請求をしたところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、原告は審決取消訴訟を請求した。

引用商標「寛」の出願当時(昭和56年)において、国語辞典等において「くつろぎ」の見出しとともに「寛」の文字が記載されていた事実や引用商標が「くつろぎ」の文字からなる商標の連合商標として登録された経緯等も存在したが、裁判所においては、「本件商標の指定商品の需要者は、漢字に対し特別な知識を有していない一般大衆であって、これを購入するに際して払われる注意は高度なものではないといえることができる。そして、当用漢字改定音訓表(昭和47年6月28日)や常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示)は、一般の社会生活における漢字使用の目安を示したものであるが、漢字『寛』について『カン』と記載し、また、近時の国語辞書においては、『くつろぎ』の見出しに『寛ぎ』と記載されていることを併せ考えると、簡易迅速性を重んじる取引の実情において、引用商標を酒類等に使用したときに、取引者及び需要者は、引用商標を構成する『寛』の文字について、通常、『カン』と読むほか、人名の『ヒロシ』と読み、送り仮名に『ぎ』が付されているのであれば格別、送り仮名に『ぎ』が付されていないにもかかわらず、ことさらに『クツロギ』と読むことがあるとは認め難い。」と認定され、本件商標は引用商標に類似しないと判断された。

弁理士 土生 真之